京町家カルテ

伝統的なおうちの履歴書

ID 3400006-2132

所在地：京都市左京区二条通川端東入上る新先斗町118番地1

外観写真

2017年4月28日調査

	構　造	☑本二階　☐中二階　☐三階建て　☐平屋	
	屋　根	☑切妻（平入り）　☐入母屋　☐その他　☐瓦葺き以外	
	その他	☐全体が看板建築　☐部分的に看板建築　☐長屋建て　☐高塀造　☐袋路にのみ面する	
伝統的な外観意匠	表側の状態	☐真壁	☑大壁
	玄関戸：大戸・木格子戸・木枠ｶﾞﾗｽ戸	☐あり	☑なし
	二　階：虫籠・木枠ガラス窓・格子	☑あり	☐なし
	外　壁：土壁・漆喰壁（表側）	☐あり	☑なし
	一　階	☐出格子・平格子	☑腰壁+格子（金属パイプ又は木製）
	特記事項	☐文化財・景観重要建造物に値すると思う ☐周辺の町並みが良好であると思う ☐仕舞屋 ☐建物と一体となった塀あり ☐土蔵有り ☐改修工事中 ☐瓦葺き以外（ｽﾚｰﾄ葺き、金属板葺き等） ☐大幅な改変が行われている	☐構造上の改善が必要である ☐路地付町家（１階に路地入口のある町家） ☐独立した塀・生垣あり ☐前面平屋部分有り ☐越屋根有り ☐建て替え工事中 ☐よく見えないので不明の項目がある ☐損傷・腐食などの劣化が著しい
	備考		

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
〒600-8127　京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の１
(河原町五条下る東側)　「ひと・まち交流館 京都」B1階
☎075-354-8701
http://machi.hitomachi-kyoto.jp/

地図

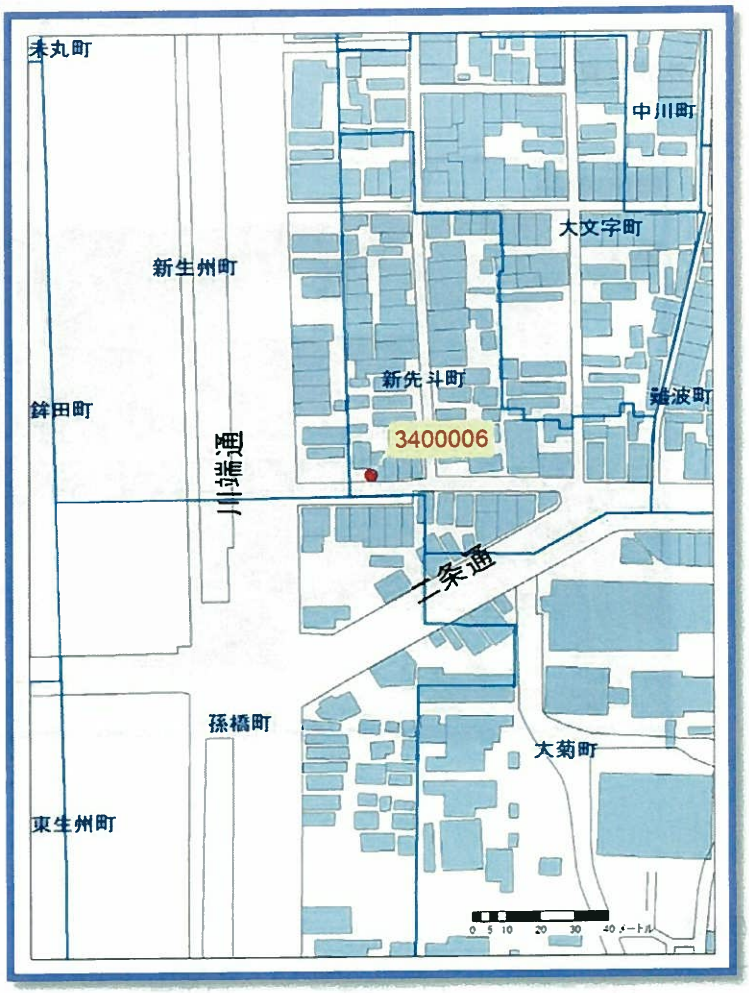

学区情報

	川東元学区　　錦林小学校区	
自治活動	連合会	川東自治会連合会
	ホームページ	（京都市　自治会・町内会＆NPOおうえんポータルサイトより） http://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/jichikai/gakku.php#gakku
	その他	
まちづくり	□地区計画、建築協定、景観協定、町式目などの独自のまちづくりルールがある （具体的なルール名：　　）	
	≪メモ≫	

ご注意

① この記載内容は京町家の現況を示す参考資料となるものです。
② 建物の隠れた瑕疵（欠陥）の有無を示すものではありません。
③ 調査の時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

調査日
2017年 4月28日

伝統木造建造物現況調査レポート

調査員　：宮田裕一（　京都府建築工業協同組合　／　宮田工務店　　）

【注記】
- 木造伝統構法に関する基本事項を踏まえ、京都市景観・まちづくりセンターが6つの項目とそれらの評価方法基準を設け、目視等を中心に調査し、現在の建物状態の必要な事象について表示しています。
- 本レポートは約1時間の現地調査で確認できる範囲の結果です。
- 本調査は、おうちの定期点検となります。定期的に更新して下さい。

項目		詳細調査又は補修を要する程度の事象の確認	
		必要	必要ない
①こけ	レーザー測量器を使用し、内法（鴨居の高さ）で確認しています	詳細調査	
	柱は内法で東方向へ20～25mm（北西角柱最大30mm）、 北方向へ20～25mm（北西角柱最大30mm）、ほぼ同じ方向にこけており、家全体が北東方向に傾いている。	☐	☐
		至急の補修	
		☐	☐
②下がり具合	レーザー測量器を使用し確認しています	詳細調査	
	１階は最大30mm程度の上がり下がりがみられるが、それ以上はみられない。床に改修跡がみられるので、改修済みの可能性がある。 ２階南側部屋の東西間には、ほぼ上がり下がりはないが、南北間で北側へ東西とも同じく50mm下っており、原因が分からない。 １階は改修跡があるので２階梁に問題があるのかもしれない。	☐	☐
		至急の補修	
		☐	☐

③雨漏り	小屋裏、屋根の状態で確認しています	備考
	☑ 天井にシミが確認できる	小屋丸太に水の跡があり野地板（トントン）の間から瓦が見える。緊急に問題のある箇所はないが、全体的に瓦もずれており、いつどの箇所で雨が漏ってもおかしくない状態である。
	☑ 小屋裏が雨漏りで劣化している	
	☑ 瓦の寿命がきている（大屋根・下屋根）	
	☑ 瓦がずれている	
	☐ 瓦くぼみ	
	☐	

④劣化	床下、壁、柱などの劣化状況（蟻害、腐朽等）を確認します	備考
	☐ 大きな劣化は見られない	どの程度の改修がされているか不明であるが、床下状況はそんなに悪くない。 便所入口の土台に小さな蟻害跡がある。
	☑ 畳がへたっている	
	☐ 床下が湿気ている	
	☐ 柱に〔 白蟻被害・腐朽 〕が見られる	
	☐ 壁が劣化している	
	☑ 壁にひび割れが確認できる	
	☐ 土壁の上から合板を貼っている	
	☐ 樋が詰まっている、破損している	
	☐ 動物被害が見られる	
	☐	
	☐	

⑤改修履歴

年月日	施工内容	備考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

建築当初より改変されている主要な部分	備考
☑ 増床されている	
☑ 土間が床上げされている	
☑ 階段が付け替えられている	
☑ 壁、天井に新建材が貼られている	
☐ 2Fに洗面、トイレ新設	

⑥設備、配管

		状態	更新工事の必要あり
給水	内径〔 13 〕mm		☑
	〔 VP・鉄 〕管	混在	〔 〕
排水	〔 VU 〕管		☑
	☐ 升が傷んでいる		〔 〕
電気	☐ 碍子配線 ☑ VA配線		☑
	☐ 漏電ブレーカーあり		〔 〕
	回路数〔 3 〕回路		

備考

・2階手すり跡や上がり段のへたり具合、開き戸位置などから推測して、階段の向きが変えられている可能性がある。

・通り庭に床板が張られ丁番により上げられる様に作られているが用途は不明である。

・カマドの天端が現状の流し台(ステンレス)に合わせてフタされており、流し台の高さが現状の床板高さで使用可能な寸法なので、トオリニワが土間であった時（当時）の天端高さが不明である。当時あったと思われる研ぎ出しの流し台はなく、台だけが残りステンレスの台がその上に置かれている。

総評

格別な高級材が使われてはいないが、全体の傷み具合の程度はそれほど悪くないので、できる限り元の状態に戻すことをすすめる。

焚き口（煙突の跡）が残っているので、使用できないとしてもへっついさん（カマド）や研ぎ出しの流し台を復元すると町家らしくなると思われる。
※流し台については、下の台は研ぎ出しでも、流し台はタイルだった可能性もある。

2階外壁は板張りとなっているが、よく調べた上で復元するほうがよいかと思われる。

新先斗町の町家

所在地：京都市左京区二条通川端東入上る新先斗町 118 番地 1

文化レポート

調査日　平成２９年４月

調査員：城市　智幸（京都市文化財マネージャー第 11－15 号）

１．由緒、沿革

地域の歴史

新先斗町は川端二条北東に位置する。明治以前は聖護院村の一部であった。聖護院村は、東は岡崎村、西は鴨川、北は吉田村、南は二条川東と接していた。古くは白河と汎称される中に含まれたが、平安時代中期に聖護院が創建されるにおよんで、寺名がのちに村名として定着することになった。

江戸時代の聖護院村は、この聖護院とそこに広がる聖護院の森として洛中の人々に親しまれていた。聖護院の森には熊野権現の社があり、八重桜の名所として夏の納涼の場として、多くの人々が訪れたという。このような聖護院村は洛中に隣接する農村として、独自な展開をとげることになる。村高は四百二十七石余で一円、聖護院領である。土地は水田耕作には不適当であったため、畑作地として多くの種類の蔬菜が栽培されていた。特に十九世紀に入ると、村名をとった「聖護院大根」「聖護院蕪」「聖護院胡瓜」などが現われ、洛中の人々の食膳をかざった。

このような農村的側面に対して、鴨川に接する当該地の南部地域から都市的な展開がはじまってくる。宝永 5 年（1708）の大火で焼け出された人々が鴨川の西から移転して町を形成し、享保十八年（1733）に新生洲町・新先斗町・大文字町の三町が成立、さらに翌享保 19 年(1734)には難波町・中川町・杉本町が加わって、六町から成る二条新地が生まれ、幕府がここに旅龍屋・茶屋渡世を免許したために、同村中は一挙に遊興地を含むようになった(京都府下遊廓由緒)。二条新地は祇園新地・七条新地・上七軒とならんで大いに繁栄をとげていく。

しかし聖護院村も幕末動乱の中でその姿を大きく変えはじめる。洛中の人々に親しまれた聖護院には彦根・越前など諸藩の藩邸が建てられ、文久 4 年(1864）には京都守護職の副邸地として聖護院村で三万七千坪の地が割かれ、洋式練兵場へと変貌した。

明治元年（1868）に東丸太町以下の町場化していた十一町が洛中に編入されて上京三十二番組となり、明治 12 年(1879)には石原町も同組に編入された。また明治 21 年(1888)六月、聖護院村は京都市に合併され、上京三十四区となった。明治 20 年（1887）二条新地は廃止され住宅地へと変わっていく中、疏水工事と道路網の整備が進められ、明治 23 年(1890)4 月 9 日、聖護院町で開通式が挙行された琵琶湖疏水の舟溜と開門・優門がこの地に設けられて、物資の荷揚げなどでにぎわいをみせた。そして大正 3 年(1914)に夷川発電所の完成をみている。一方、道路網の整備は七ヵ村の合併による府会市部地方税の事業として明治 24 年(1891)から明治 27 年(1894)にかけて進められ、明治

27 年(1894)11 月に丸太町新道が開通した。その後、この通りは拡幅され大正 2 年(1913)には市電丸太町線が熊野神社前まで延びている。

古地図をもとに新先斗町の変遷をたどる。図 1 は京大絵図(貞享 3 年(1686))である。図中の星印は現在本建物が建つ位置を示す。南に二条通りがあり、鴨川には橋が架かっている。17 世紀末ごろの本建物周辺は二条河原とあり、周辺に集落はない。

図 2 は京図名所鑑(安永 7 年(1778))で、図中赤枠が新先斗町であり、図には「ホント丁」との記述がみられる。享保十九年(1734)に誕生した遊興地である“二条新地”の姿がみてとれる(図中緑枠)。なお、二条新地の東側および北側には畑が広がっている。また、北西に「セウゴインノモリ」(聖護院の森)との記述がある。

図 3 は京都詳覧図・精撰増補(明治 11 年(1878))(左側が北)で、図中赤枠が新先斗町である。明治初期においても二条新地の東側と北側には畑が広がっている。なお、この図では二条通に橋が描かれておらず、橋が存在しなかったと思われる。

図 4 は京都市圖(明治 28 年(1895))(左側が北)で、図中赤枠が新先斗町であり、「新先斗町」と記載されている。明治 18 年(1885)に第一疎水が完成した琵琶湖疎水も描かれる。琵琶湖疎水の完成に伴い周辺に開発の波が広がっている。疎水周辺には紡績機工場があり、疎水北側には東竹屋町がある。東には吉永町ができている。また鴨川には二条通、丸太町通において新たな橋がかけられている。

図 5 は京都市明細図(昭和 26 年(1951)頃)で、図中黄枠が本建物を示す。

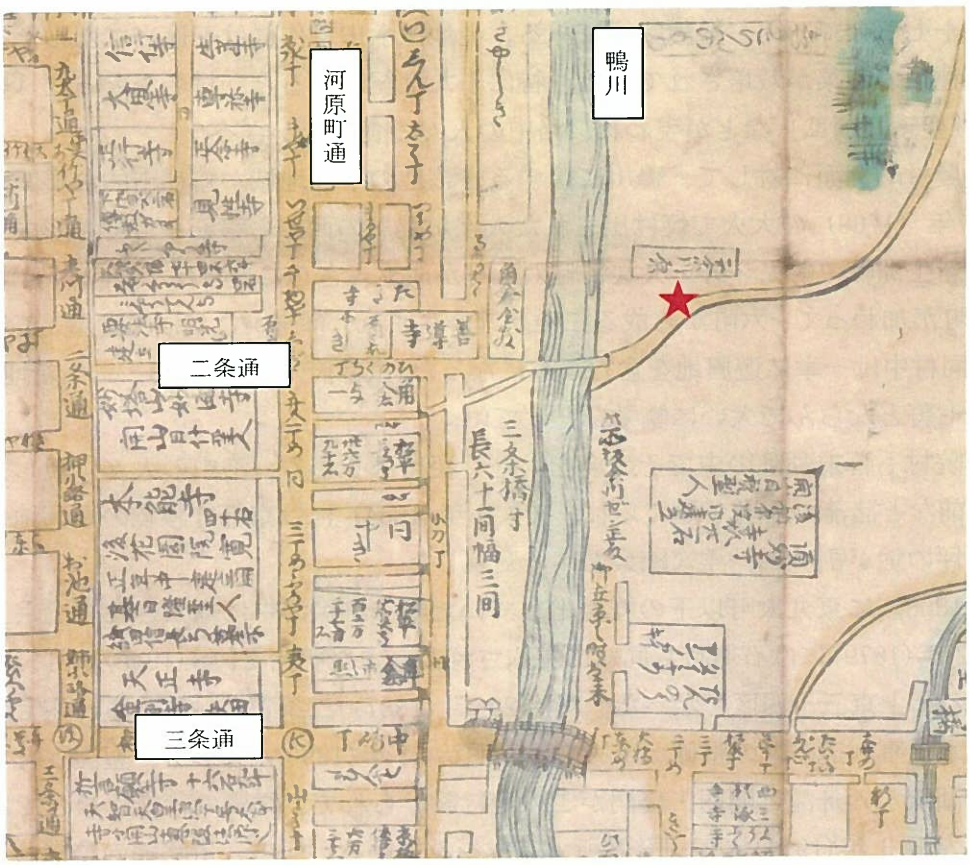

図 1 京大絵図(貞享 3 年(1686)) 国際日本文化研究センター蔵
(星印及び囲み文字は筆者追加)

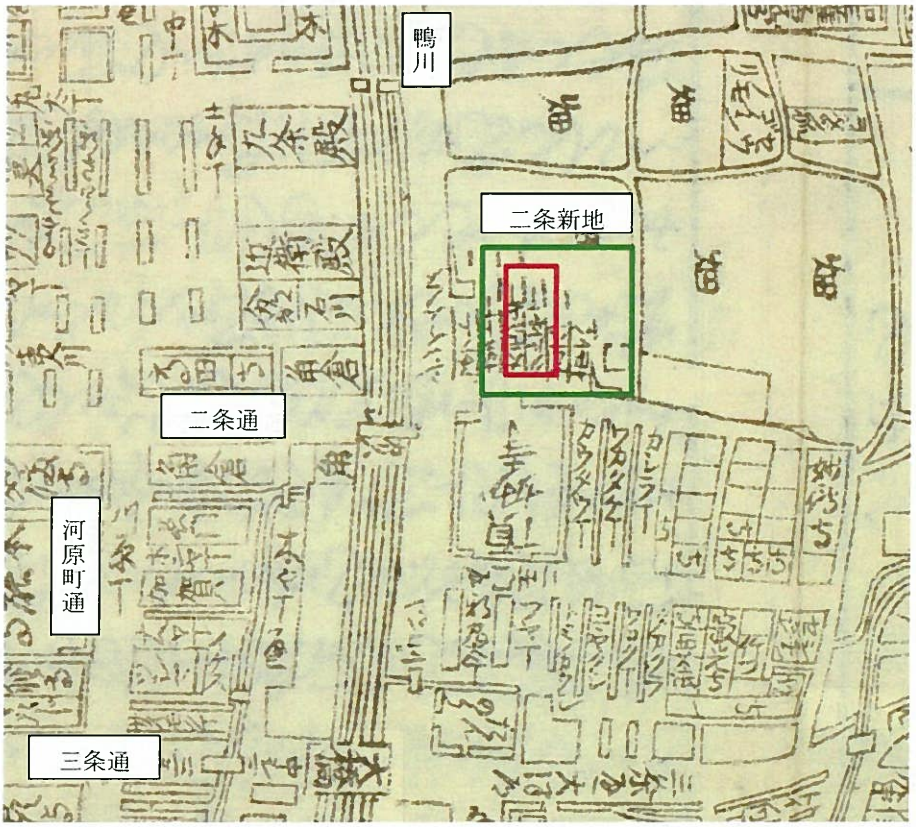

図 2 京図名所鑑(安永 7 年(1778)) 国際日本文化研究センター蔵
(囲み文字及び緑色・赤色枠は筆者追加)

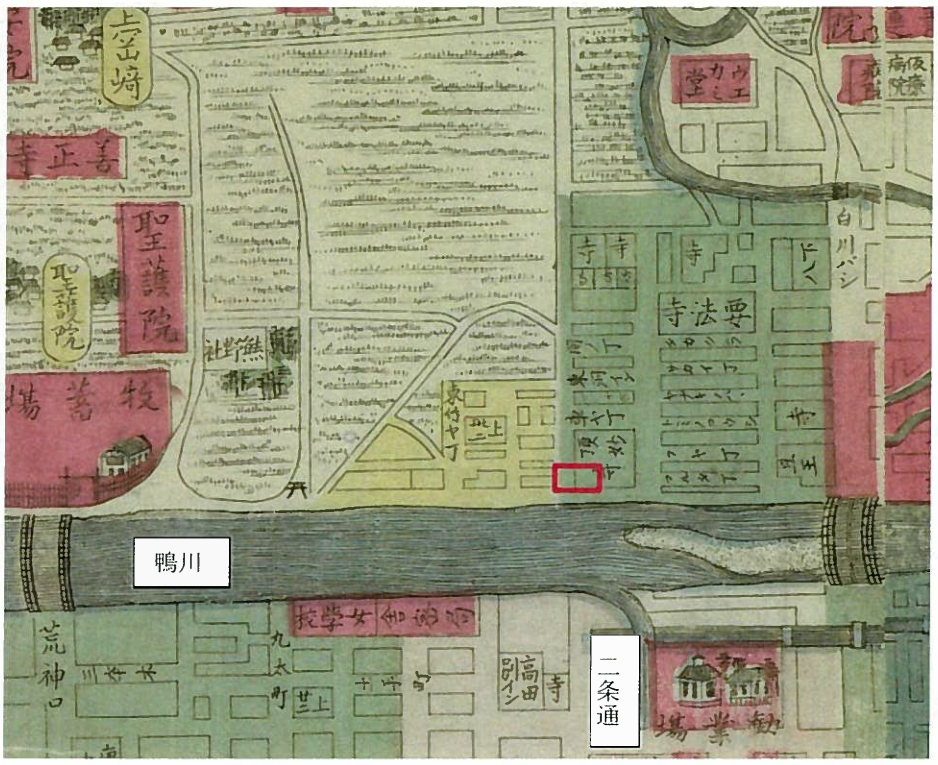

図 3 京都詳覧図･精撰増補(明治 11 年(1878)) 国際日本文化研究センター蔵
(囲み文字及び赤色枠は筆者追加)

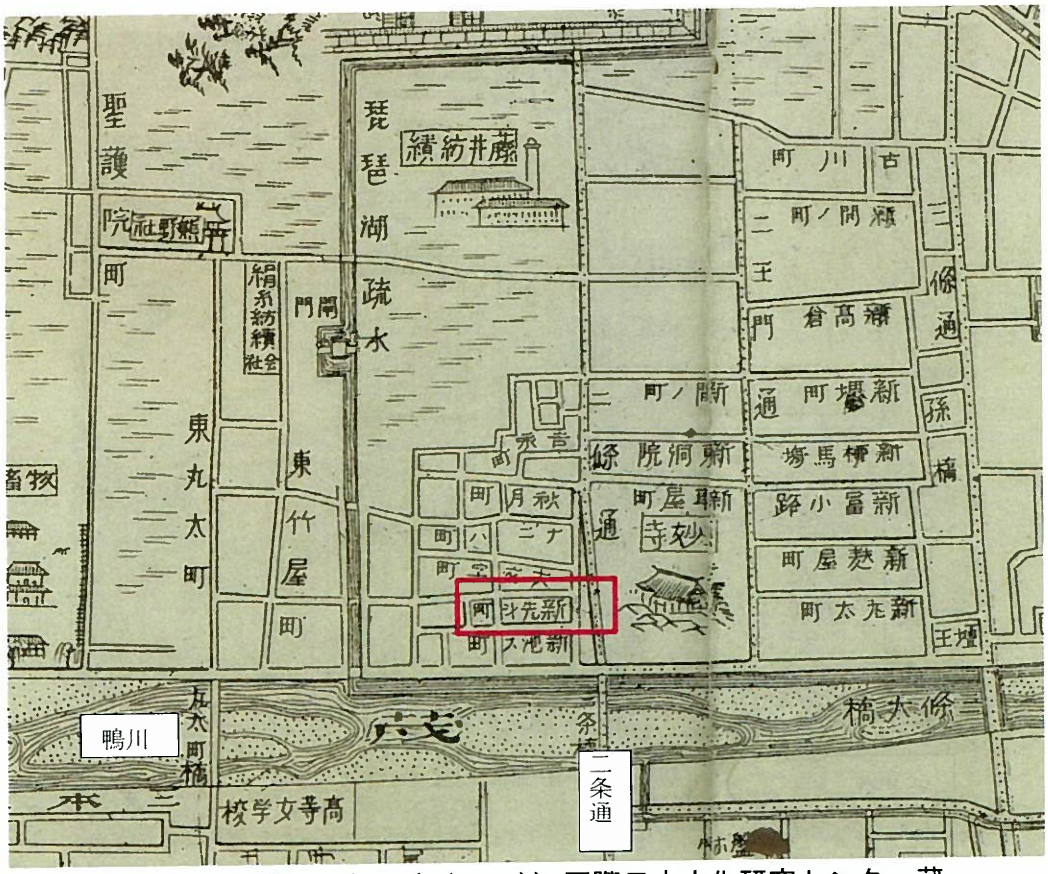

図 4 京都市圖(明治 28 年(1895)) 国際日本文化研究センター蔵
(囲み文字及び赤色枠は筆者追加)

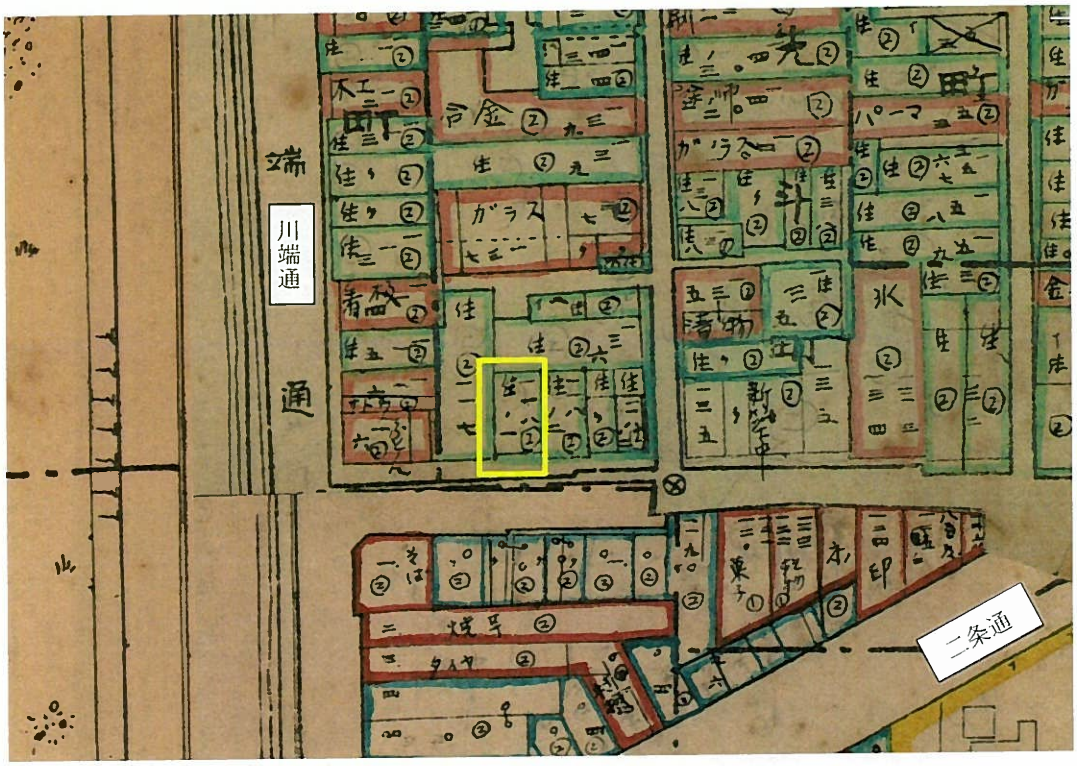

図 5 京都市明細図(昭和 26 年(1951)頃) 京都府立京都学・歴彩館蔵
(囲み文字及び黄色枠は筆者追加)

本建物の沿革

本建物に昨年まで居住されていた田中千代子氏への聞き取りによると、元々は元新洞小学校の近隣に住んでいたところ終戦間際に建物疎開で立ち退きせざるをえなくなり本建物へ移転してきたとのことである。その前の所有者は川端氏と記憶しているが、何の商売であったかは聞いていない。（参考資料の閉鎖登記記述とも一致する）

田中氏の父親・田中善次郎氏は大工であり、向かいの家 5 軒は移転するよりも前に父親が建てた家である。父親がオモテの座敷や台所土間、2 階等を改装している。（改修については次章）

「庭にある石は父親がどこからか持ってきてしつらえたもので、雨に濡れると赤くなり珍しいと思う。南天の木が植わっているが、この家を出る（退去する）時に初めて花をつけた。植物も何かを感じたのかもしれない。」

参考文献

① 史料　京都の歴史 8 左京区　㈱平凡社
② 日本歴史地名大系第 27 巻 京都市の地名 ㈱平凡社

2．主屋の特徴

● 概要

本建物は川端二条の交差点の 1 本北の通りを川端通より東へ入った新先斗町内に南面して建つ。

木造二階建瓦葺、切妻造平入の連棟の建物で、そのうちの西端の住戸である。下屋および二階屋根の瓦は古く葺き土も残る。西側は別棟の隣家である。本建物の登記上の種類は「店舗」である。

● ファサード・外観

本建物のファサード(南面)は、一階東側にアルミ製ランマ付引違い戸がつき、引違い戸の西側に戸袋付きの腰窓があり、平格子が嵌まる（写真 1、2)。腰窓の建具は木製で、格子は二本切子の二本通しである。なお、聞き取りによると表の建具は転居後の改修とのことである。一階の壁は現在モルタルが塗られている(写真 3)が、二階外壁は板張りである。二階窓の建具は木製ガラス戸で、二連引違い窓の両端の建具を固定しその外側に板を張っているため、外観上は一対の片引き窓がついているように見える(写真 4)。二階の階高は高い。下屋の軒瓦は石持一文字瓦で、二階の軒瓦は石持瓦である。雨樋、竪樋は塩ビ製である。

西側妻面は波板トタン貼りで、北側の二階外壁は土壁の真壁、仕上げは砂壁である(写真 5)。北側二階瓦は鎌軒瓦(写真 6)。北側の建具は通り土間上部が木製、他はアルミサッシである。

建築当初の一階外壁面は柱間一つ分北側（奥）に建っていたと考えられる。それは入口脇収納内部の柱に外部に貼られるべきプレートが残っていることや、入口内部の人見梁の下面に壁の痕跡を隠すための板が貼られていること、入口土間には外部にあるはずの敷石が残っていることから推察される（写真 7～9)。

写真1　ファサード(南より見る)

写真2　ファサード(東西より見る)

写真3　ファサード(南面)

写真4　二階ファサード(南面)

写真5　北側2階外壁

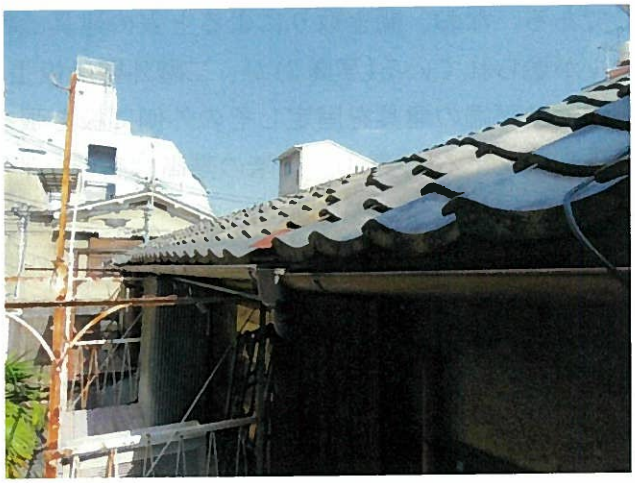

写真6　北側二階屋根

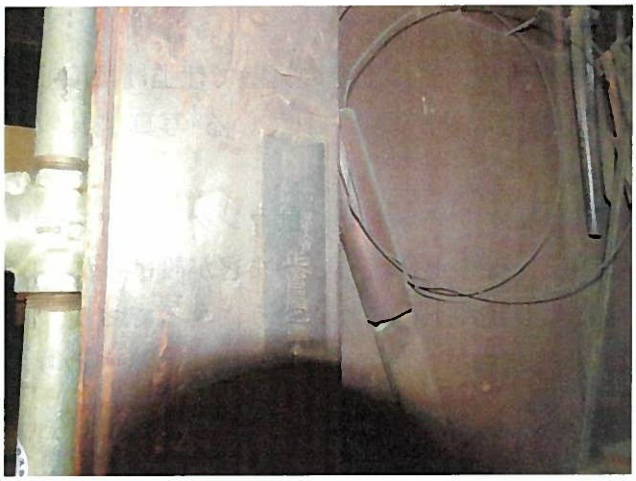

写真7　入口脇収納内部

写真8　入口土間人見梁の下

写真9　入口土間の敷石

写真10　入口土間

● 平面構成

本建物の柱は基本的に三寸五分角で、その他に大黒柱(五寸三分角)、中黒柱(四寸五分角)がある。大黒柱、中黒柱はともに通し柱である。

一階は、東側に通り土間を持つ１列三室型の町家である。通り土間は南側が入口、北側は台所となる。入口土間上部は二階の収納であり、台所上部は火袋(吹抜け)である。通り土間の西側に部屋が並び、南から順にみせの間、だいどこ(二畳)、奥の間(四畳)である。みせの間、奥の間西側にはともに押入れと畳床が設けられ、だいどこ(二畳)西側には押入れ階段がある。

二階も南北に室が三室あり、南から座敷１(六畳)、二畳、座敷２(三畳)と並ぶ。一階より階段を上がると二階中央の二畳にでる。座敷１(六畳)、二畳は東側に、座敷２(三畳)は西側にそれぞれ押入れが設けてある。なお座敷２北側には物干しが設けてある。

◆　一階詳細

南東にある引違い戸より入口土間に入る。土間床はモルタル、壁は土壁の真壁で仕上げは漆喰塗、天井は大和天井である(写真 10～12)。入口土間東側には収納が設けられている(写真 13)。なお、写真 10 中央に写る柱が中黒柱(四寸五分角)である。

通り土間の北側は台所である（写真 14)。その東側はコンクリートもしくはコンクリートブロック（モルタル塗り）により床が上げられており（写真 15)、その上に流しとかまどが設けられている（写真 16)。西側には床板が貼られているが、丁番により跳ね上げられるようになっており、奥の便所が汲み取り式であった頃の工夫で、前所有者の父親が施工したものであることを聞き取りにてうかがっている（写真 17)。かまどの煙突は現在撤去されていて使うことはできない（写真 18)。台所上部には火袋があり、火袋には天窓が設けられている(写真 19)。火袋に面した台所南面の二階壁には二階収納へと入る開口があり(写真 20)、台所北面二階部には採光用の窓が設けられている(写真 18)。また台所の西側通りには大黒柱(五寸三分角)がある(写真 21)。なお、二畳との境には上り口が設けられている(写真 22)。

入口土間の西はみせの間である。みせの間の西側には地袋付きの畳床と押入れが並ぶ(写真 23)。また前面道路に面した南側には飾り棚がある(写真 24)。みせの間東面、北面には木製ガラス建具がはめられている(写真 25、26)。壁は土壁の真壁で仕上げは漆喰塗。床には畳ござが敷かれているが感触は固く、床は全面板張りと推測する。また天井は大和天井である(写真 27)。建築当初、みせの間は土間であったと推察できる痕跡があり、それはみせの間南東角の柱が後から入れたものであること、入口土間の小梁も後から入れたものであること、みせの間の床下を覗くと北側の二畳との間に框が見えることなどからわかる（写真 28～30)。このことは聞き取りにおいても、もともとガレージであったところを前所有者の父親が座敷に改装したとの話とも一致する。

みせの間の北は二畳で、二畳西側に押入れ階段がある(写真 31)。床はみせの間と同じく畳ござが敷かれ、その固さから板張りと推測する。天井は大和天井である。垂れ壁は土壁の真壁で、仕上げは漆喰塗である(写真 32)。東側は台所に接し、台所との境に四枚の木製建具があり、敷鴨居は 3 本溝である。建具上部には欄間、垂れ壁等はない。大黒柱および相対する側の柱に鴨居の跡を隠していることと、みせの間北東柱、奥の間南東柱は後から立てられていることから、この建具は建築当初は大黒柱の位置にあったと推察される（写真 33、34)。なお、写真 21 に写る大黒柱脇の壁に掛けられた開き戸付の棚には、神棚が祀られている(写真 35)。

二畳の北は奥の間(四畳半)で、奥の間は北側にある庭に面しており、庭との境は雪見障子と木製ガラス建具の二重となっている(写真 36)。奥の間西側には地袋付き畳床と押入れが並ぶ(写真 37)。壁は土壁の真壁、仕上げは砂壁で、腰には 7 寸の湊紙が貼られる（写真 38)。天井はベニヤ板張りである(写真 39)。なお、二畳と奥の間境の建具は襖である。建築当初の奥の間は、下屋庇の軒の出、軒桁の位置より考えると、2 尺ほど内側に外壁があったと推察できる。また、畳床と押入れは後年の造作である（写真 40)。

◆　二階詳細

二階南側の座敷 1 六畳は、床は畳敷きで、天井は竿縁天井である。南西角に吊床が設けられ、南側外壁の腰窓には木製建具がはめられており、その窓際の床は板敷となっている（写真 41～43)。建

具の溝が残っていることから、東側隣家と同じく手すりを設け、木製ガラス建具がはめられていたと考えられる（写真 44)。座敷 1 の東側には収納がある(写真 45)。その収納の北面には台所の上部火袋へ通じる開口がある（写真 46)。収納に入り 2 尺ほどのところにある柱があり、造作跡や壁の仕上げ跡などから、かつては床の間と棚があったことがうかがえる（写真 47、48)。

一階から押入階段を上がると二階二畳に出る(写真 49)。階段に面して手摺が設けてある(写真 50)。二畳の床は畳敷、壁は土壁の真壁で仕上げは砂壁、天井は竿縁天井である。北側座敷 2 との境にある襖の上部に欄間や小壁はなく、二畳と座敷 2 の天井はつながっている。二畳東側は押入れが設けてあり、南面、北面とも座敷との建具は襖をたてる（写真 51、52)。なお階段上部南面には、かつては座敷 1 に通じていたが現在は締め切りとされている開きの舞良戸がある(写真 53)。このこととともに階段を掛けていた小梁の痕跡が残っていることから階段の向きが逆であったことが推察できる。聞き取りによると、なぜ逆にしたのかは不明であったが兄弟と部屋を分けて使っていたとのことである。二畳南側小壁にある吊束が小壁中央にはないことや押入れ奥の壁がじゅらく壁であること、天井板がつながっていることなどから、建築当初はこの押入れはなかったと考えられる。

二畳北側の座敷 2 三畳は、床は畳敷きで一部が板張りとなっており、壁は土壁の真壁で、仕上げは漆喰塗である。天井は二畳とつながる竿縁天井である(写真 54～56)。北側にアルミサッシの腰窓がはめられ、西側には押入れがあり建具は襖である。大屋根の軒先位置に外壁がたっていることから、建築当初の座敷 2 は 2 尺ほど内側に外壁があったと推察できる。また、押入れは後年の造作である。

◆ 小屋裏

二階二畳押入れ上部より小屋裏を見ることができる（写真 57～60)。写真 57 の左に火袋上部の土壁が写る。屋根の野地はトントン葺きで、トントンの隙間からは葺土が見える。二階室内の壁･垂壁は火袋廻りを除き、全て天井で止まっている。

◆ 一階写真

写真11　入口土間の天井

写真12　入口土間（南面）

写真13　入口土間の収納

写真14　台所

写真15　流し台の足元

写真16　かまど

写真17　床板に残る丁番跡

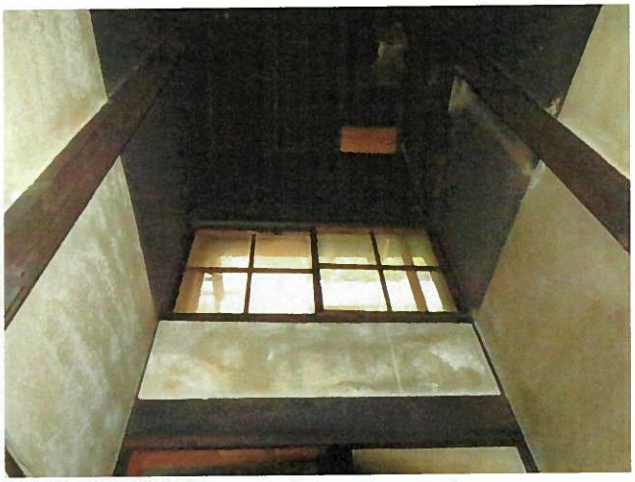

写真18　台所上部の煙突跡、窓

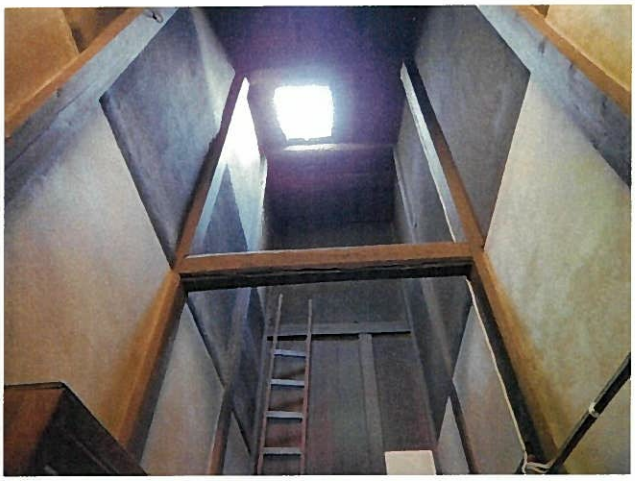

写真19　台所上部の火袋

写真20　火袋に面した二階開口

写真21　大黒柱

写真22　二畳上り

写真23　みせの間（西面）

写真24　みせの間（南面）

写真25　みせの間(東面)

写真26　みせの間(北面)

写真27　みせの間天井

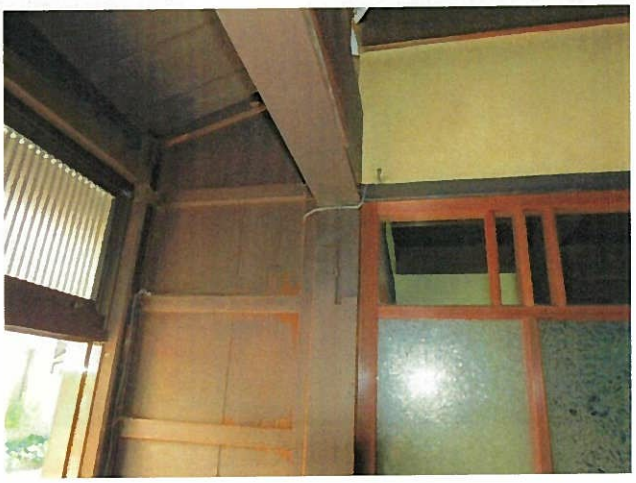

写真28　入口脇の柱

写真29　みせの間東側上部の小梁

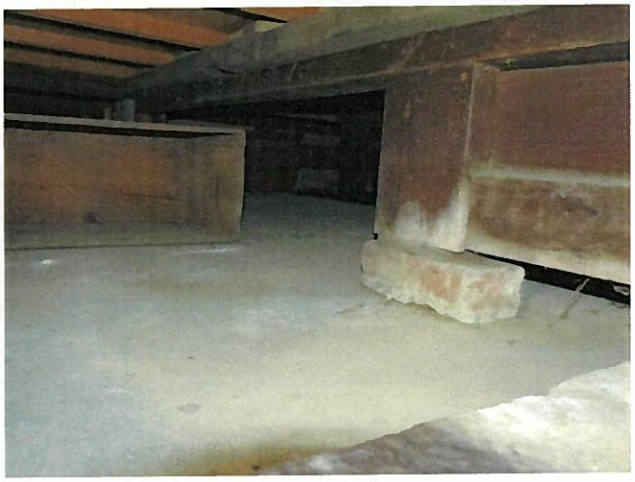

写真30　みせの間床下の框

写真31　二畳（西面）

写真32　二畳（東面）

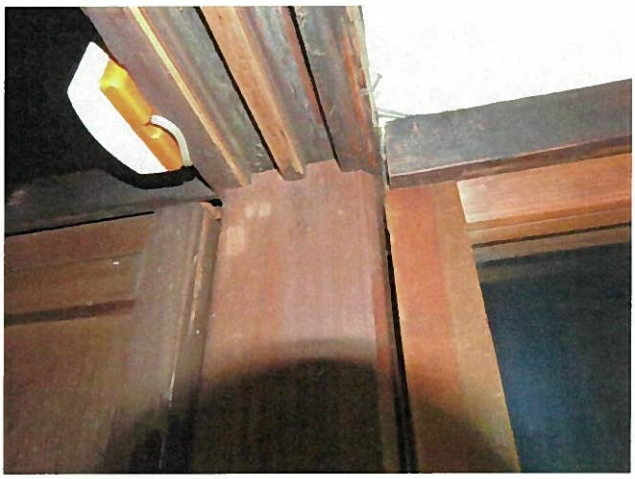

写真33　みせの間の北東柱

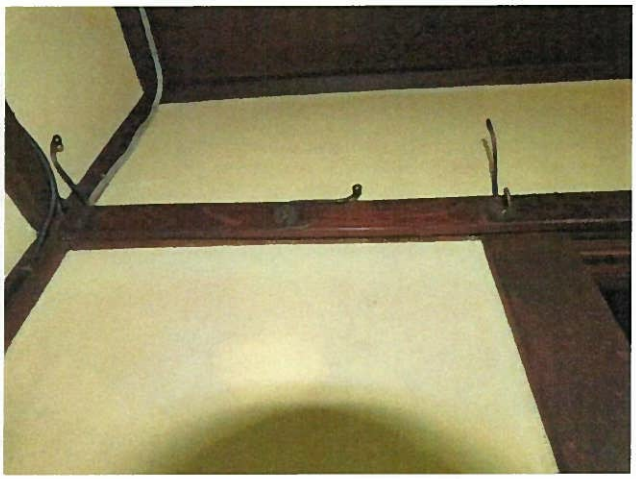

写真34　奥の間の南東柱

写真35　神棚

写真36　奥の間（北面）

写真37　奥の間(西面)

写真38　奥の間(南面)

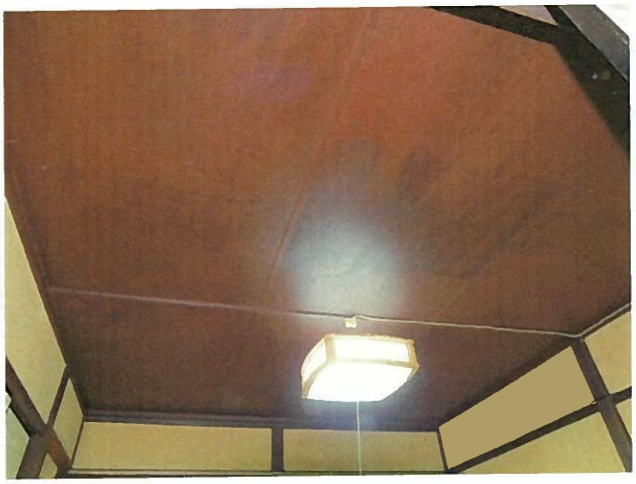

写真39　奥の間天井

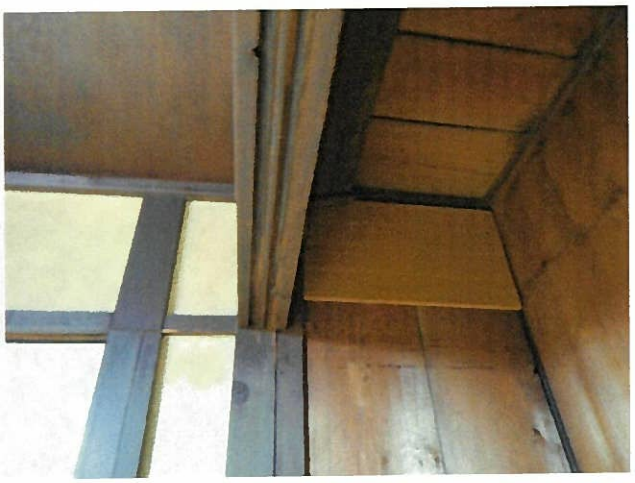

写真40　押入れ内部

◆　二階写真

写真41　座敷1（南面）

写真42　座敷1（北面）

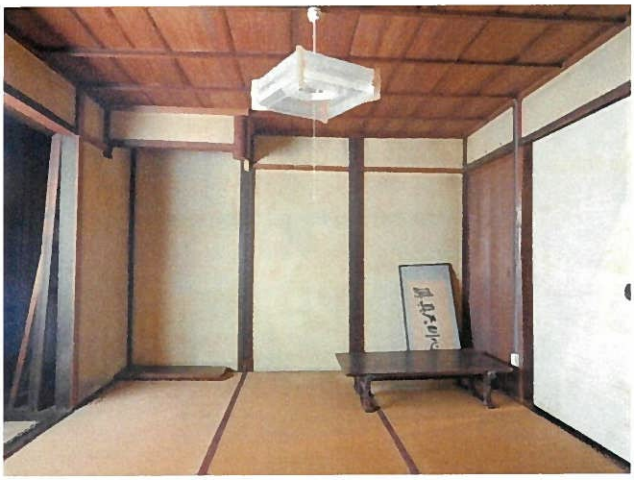

写真43　座敷1（西面）

写真44　ファサード東側隣家

写真45　座敷1（東面）・収納

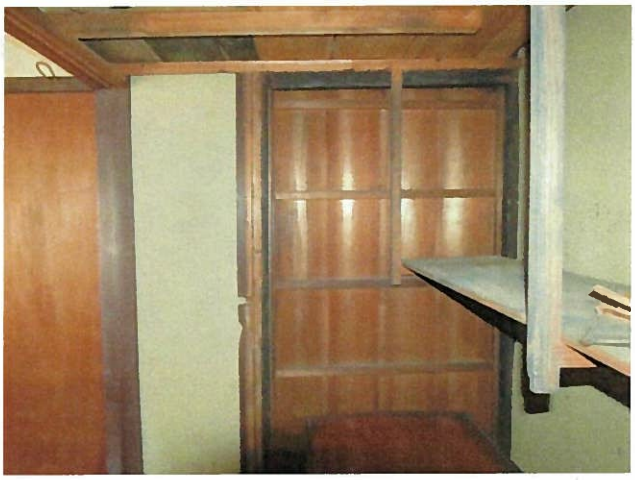

写真46　座敷1東側の収納（北面）

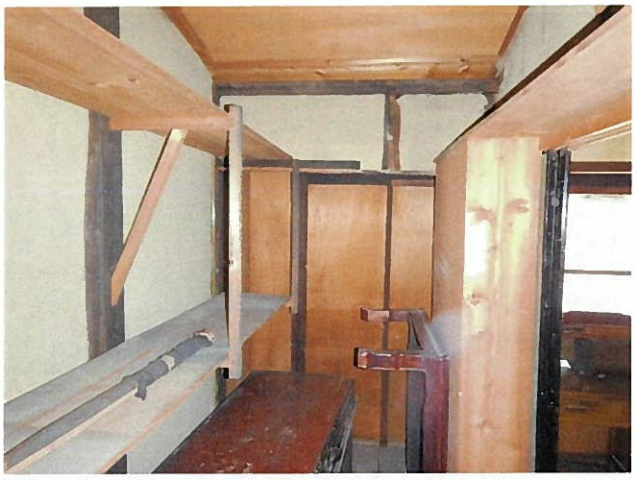

写真47　座敷1東側の収納（南面）

写真48　柱の造作跡

写真49　押入階段

写真50　階段手摺・

写真51　二畳（東面）

写真52　二畳（北面）

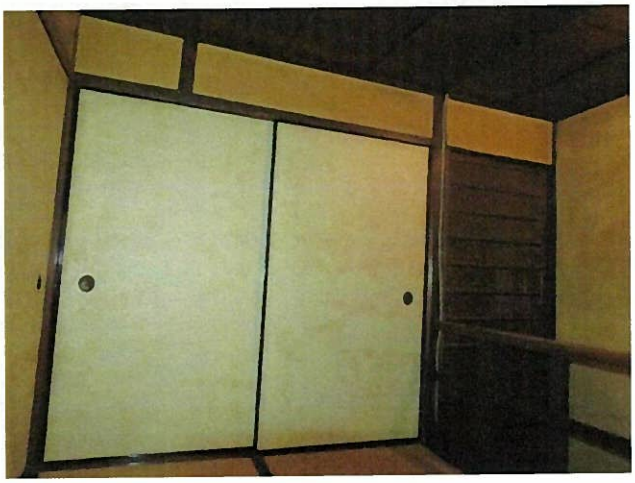

写真53　二畳（南面）

写真54　座敷2(北面)

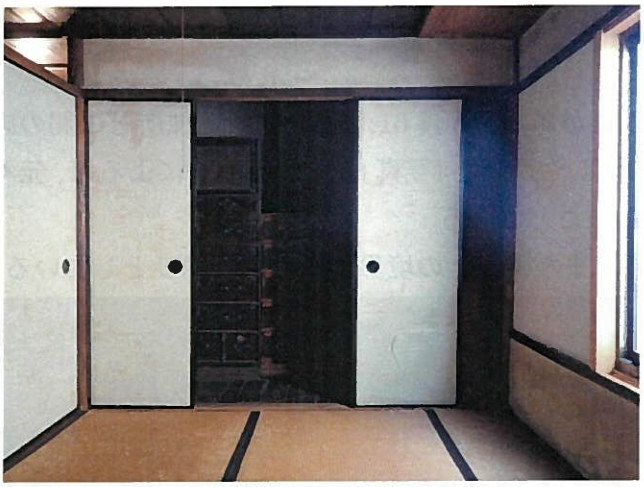

写真55　座敷2（西面）

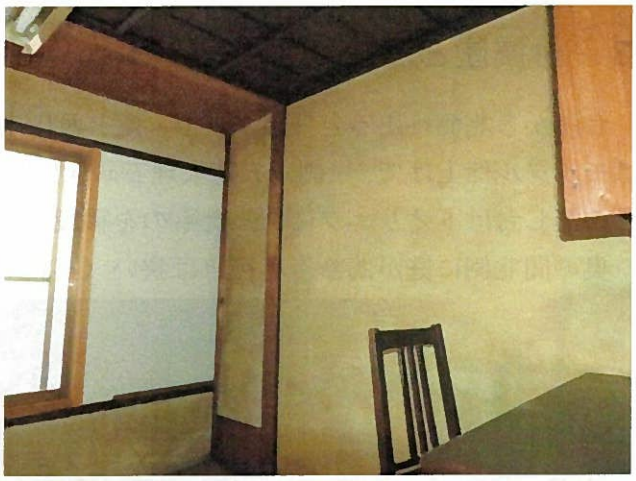

写真56　座敷2（東北面）

◆　小屋裏、床下

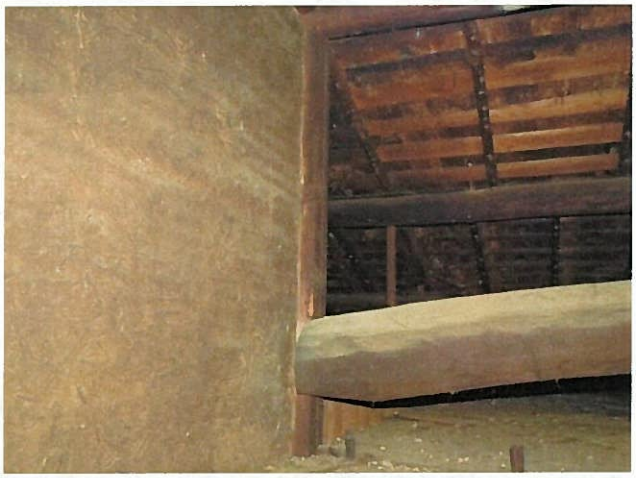

写真57　小屋裏(二畳押入上より南東を見る)

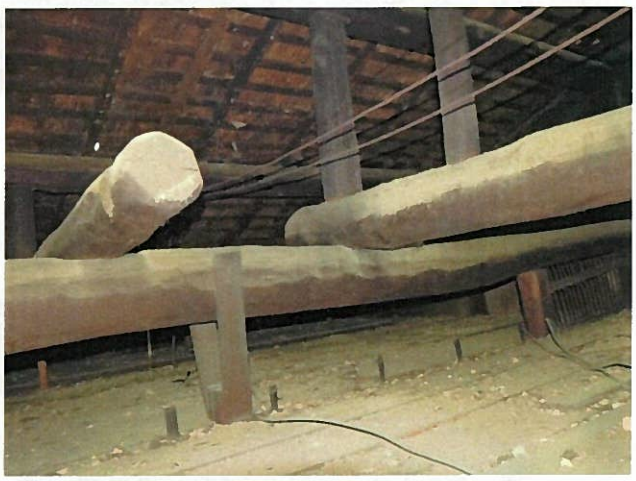

写真58　小屋裏(二畳押入上より南を見る)

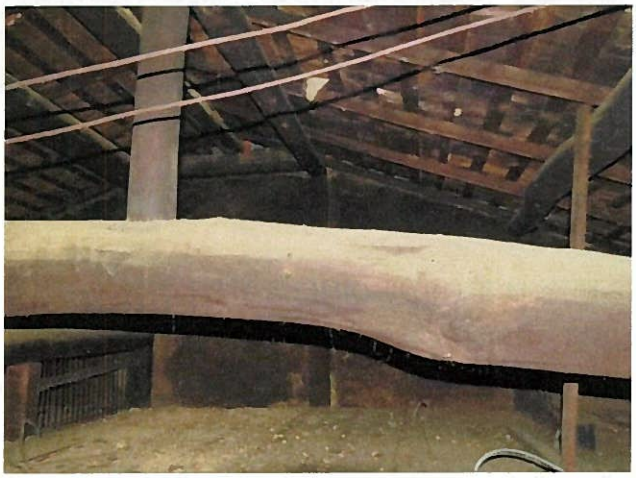

写真59　小屋裏(二畳押入上より西を見る)

写真60　小屋裏(二畳押入上より西を見る)

３．付属屋と庭園

台所から北側へ出ると便所があり、南と西に出入口がある（写真 61、62）。台所と便所との間の床はモルタル仕上げで、東側に人造大理石研ぎ出しの流し台がある（写真 63）。聞き取りによると、元々この流し台はトオリニワにあったものを移設したとのことである。

奥の間北側に庭があり、奥行きは狭い（写真 64）。また隣家との境界の壁は杉皮貼りとしている。

写真61　便所（南面）

写真62　便所（西面）

写真 63　洗い場

写真 64　庭

４．考察

本建物は閉鎖登記の記述より明治 34 年（1901）から明治 44 年（1911）の間に店舗として建てられたと推測でき、築 106 年～116 年の町家と考える。大黒柱、中黒柱が大きく、他の部材もまだまだしっかりとしている。復原図（参考図）より、二階に客を招く接客を目的とした店舗であったと思われる。

いろいろな増改築が行われているが、店舗として興味深く、末永く残ってほしい建物といえる。できれば、増築部をなくし、ファサードを復原することを期待し、町並みを構成する 1 軒として将来にわたり大切に利用していただきたい。

参考資料

(1) 本建物の沿革

本建物の沿革を調べる資料として、閉鎖登記の内容を以下に記す。
まず、本建物の登記を遡ると下記のようになる。

1. 昭和 20 年(1945)10 月 20 日 登記受付
   - ✧ 木造瓦葺二階建店舗
   - ✧ 建坪 十三坪九合(45.95m²)。二階坪 十一坪(36.36m²)
   - ✧ 所有者 川端 浪三(滋賀県滋賀郡坂本村大字坂本)
2. 昭和 20 年(1945)10 月 20 日 所有権移転(売買)
   - ✧ 所有者 田中 善次郎 (左京区仁王門通新車屋町西入新車屋町)
3. 昭和 38 年(1963)3 月 12 日 所有権移転(相続)
   - ✧ 所有者 田中 保二 (右京区二条通川端東入新先斗町 118 番地の 1)

上記結果を見ると、本建物は昭和 20 年(1945)建築となるが、そこまで新しい建物にも見えないため、念のため調査を進めてみた。

本建物は連棟の建物であり、建物は隣地 118 番地の 2 にまたがって建てられている。そこで 118 番地の 2 の建物の閉鎖登記および 118 番地の 1、118 番地の 2 の土地の閉鎖登記を確認した。
その結果を以下に示す。

- 118 番地の 2 に建つ建物の閉鎖登記
  1. 明治 44 年(1911)4 月 7 日 登記受付
     - ✧ 木造瓦葺二階建店舗
     - ✧ 建坪 十七坪二合五分(56.92m²)
     - ✧ 所有者 周 清次(左京区三条通白川橋東入三丁目夷町)

  以下略
- 118 番地の 1、118 番地の 2 の土地の閉鎖登記

118番地の1				118番地の2			
			谷村 イシ				
明治24年(1891)8月10日	買得	西洞院通仏光寺通綾小路町	中村 岩吉				
明治34年(1901)9月9日	所有権移転	上京区日暮通下長者通下る秤口町	中村 幸次郎				
明治34年(1901)12月7日	所有権移転	左京区二条川端東入る新先斗町	中村 周一				中村 周一
				明治44年(1911)12月7日	所有権移転	下京区三条通白川橋東入る三丁目夷町	周 清次
				大正2年(1913)3月24日	転住	左京区二条川端東入る新先斗町	周 清次
				大正 3年(1914)6月20日	所有権移転	左京区二条川端東入る新先斗町	唐沢 久代
大正15年(1926)10月7日	所有権移転	上京区二条通堺町東入る観音町	河村 玄一				
昭和 9年(1934)7月13日	売買	中京区富小路通御池下る松下町	田中 とめ				
昭和 9年(1934)9月14日	売買	左京区二条川端東入る新先斗町	川端 浪三				
昭和20年(1945)9月20日	売買	左京区仁王門通新車屋町西入る	田中 善次郎				

118番地の2に建つ建物は本建物と繋がっているため、隣家が建てられた年を登記時の明治44年(1911)と考えると、本建物は明治44年(1911)建築と考えられる。

また本建物は、二つの地番にまたがって建つため、両方の土地をともに所有する方が建てたとも考えられる。土地の閉鎖登記をみると、明治34年(1901)から明治44年(1911)の間、中村周一氏が両方の土地を所有しているため、本建物は明治34年(1901)から明治44年(1911)の間に建てられたとも考えられる。

(2) 復原の痕跡

各部の痕跡より、本来の平面構成を復原する。復原した平面は添付図に示す。
大きな復原箇所は次の通り。根拠も併せて示す。

- ✧ 一階ファサードは柱間一つ北に入っていた。また入口開口の幅は狭かった。
  - ➢ 入口脇収納内部に帝国在郷軍人会正会員の章のプレートが張られている。表に貼るべきプレートである(写真7)。
  - ➢ 入口内部人見梁の下に、壁の痕跡を隠すために板を張っている(写真8)。これはみせの間人見梁下にもある(写真24)。
  - ➢ 入口土間に表にあるべき敷石が存在する。石の幅は現在の開口よりも狭い(写真9)。
- ✧ みせの間は土間であった。また西側押入れ・畳床はなかった。入口とみせの間の境は柱一本東であった。
  - ➢ みせの間南東柱は後から挿入している(写真28)。
  - ➢ みせの間東側上部小梁は後から挿入している(写真29)。
  - ➢ みせの間押入れ柱・梁は他の柱・梁よりも新しい(写真65)。
  - ➢ みせの間と二畳の間の建具の下が敷居ではなく框である(写真30)。
- ✧ 台所は土間であり、東側の高くなった床はなかった。従ってかまども存在しなかった。
- ✧ 台所西側収納はなかった。
  - ➢ 収納中央の柱を切断し、鴨居を挿入している(写真66)。
- ✧ 現在だいどこ(二畳)東側にある建具は大黒柱に位置にあり、また南北の建具は今より広かった。
  - ➢ みせの間北東柱、奥の間南東柱はあとから立てている(写真33、34)。
  - ➢ 大黒柱およびその反対側の柱に鴨居の痕跡を隠した痕跡が残る(写真21)。
- ✧ 奥の間北側は柱間一つ分南に下がる。
  - ➢ 庭側下屋屋根の軒の出、軒桁の位置より考察する。
- ✧ 階段は北からのぼり、現在の座敷1および二畳に上がれるようになっていた。二階階段手すりも逆になっていた。
  - ➢ 階段上部南側にある今は意味をなさない開き戸がある(写真53)。
  - ➢ 階段を掛けていた小梁の痕跡が二階床梁に残る(写真67)。
- ✧ 二階北側外壁は今より柱間一つ南であった。また押入れはなかった。
  - ➢ 座敷2押入れに残る柱およびそこに残る長押の痕跡がある(写真68)。

- 座敷 2 天井北側部分は後から追加している(写真 56)。
- 写真 56 に写る柱は、板を張り壁の痕跡を隠している。

✧ 二階二畳と座敷 2 は一つの室であった。
- 天井が繋がっている。また両室を仕切る建具の鴨居が他の材に比べて新しい(写真 52)。

✧ 二階二畳の押入れはなかった。
- 二畳南側垂れ壁の吊束が収納も含む間口の半分の位置にある(写真 53)。
- 二畳押入れ奥(東側)の壁がじゅらく壁で、天井が繋がっている (写真 51、70)。

✧ 二階座敷 1 の吊床はなかった。
- 吊床の部材が周辺の部材より新しい。また天井も張りなおしている(写真 43)。

✧ 二階部ファサードは東側隣家と同じく、手すりを設け、木製ガラス建具がはめられていたと推測。

✧ 一階入口脇の開口には現在と同じく格子がはめられていたと推測。

なお、昭和 20 年(1945)に登記された際の建坪は現在と同じであり、この時には既に現在の平面構成となっていたと考える。

◆ 改変の痕跡

写真 65　みせの間　押入れ柱･上部小梁

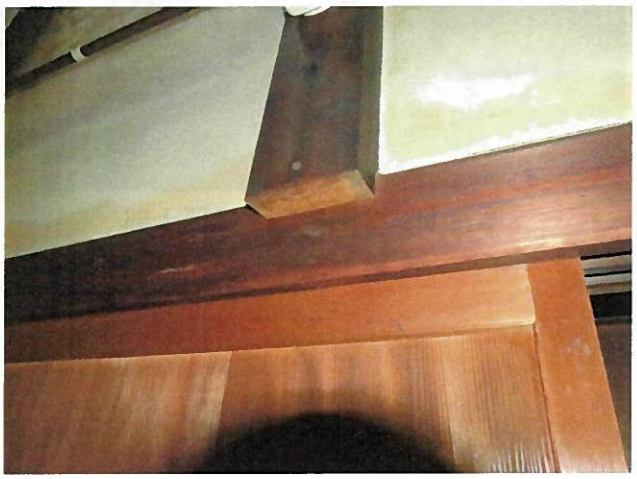

写真 66　台所　収納鴨居

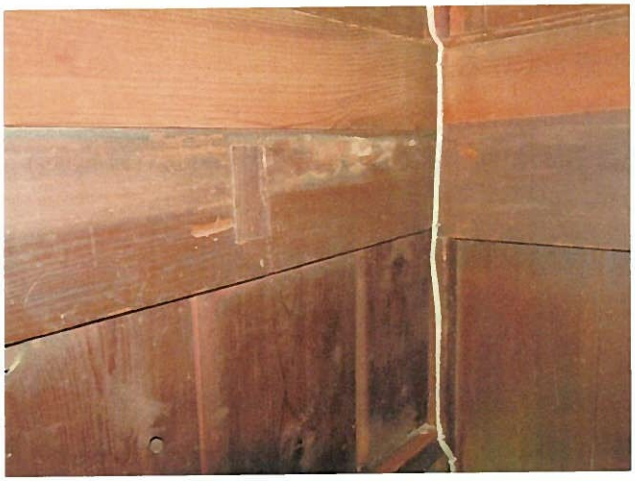

写真 67　二階床梁の小梁痕跡

写真 68　座敷 2 押入れ内の柱

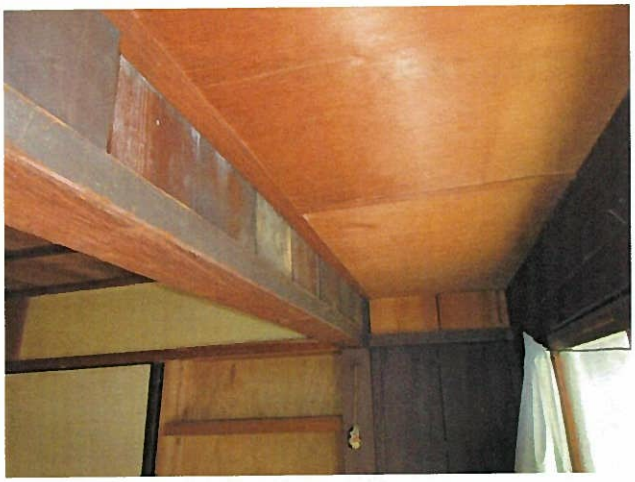

写真 69　2 階座敷 1 板間上部

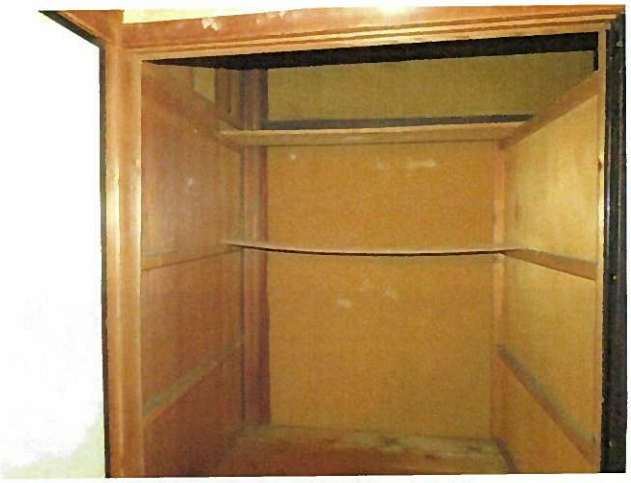

写真 70　二階二畳押入れ奥壁･柱

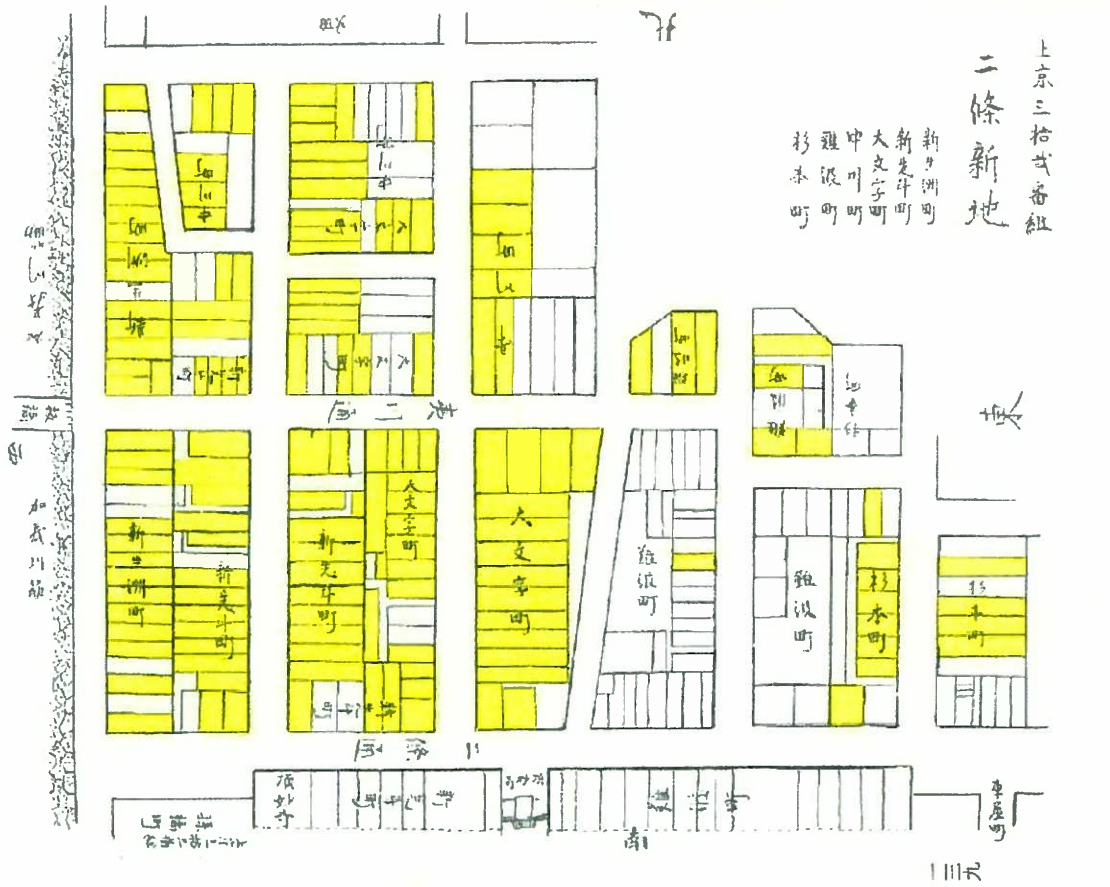

参考資料

出典：新撰京都叢書９／京都府下遊廓由緒

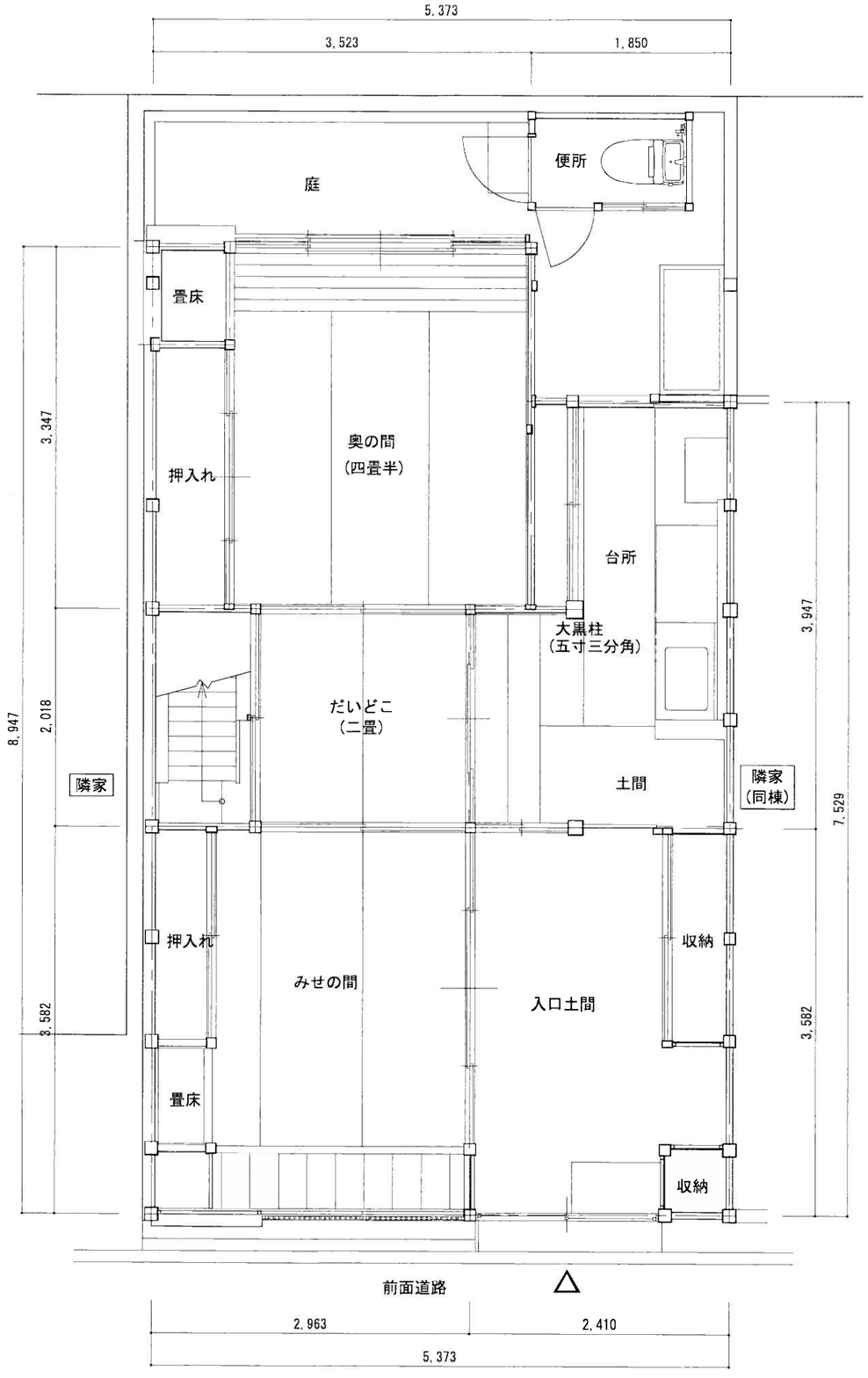

一階平面図 S=1/50

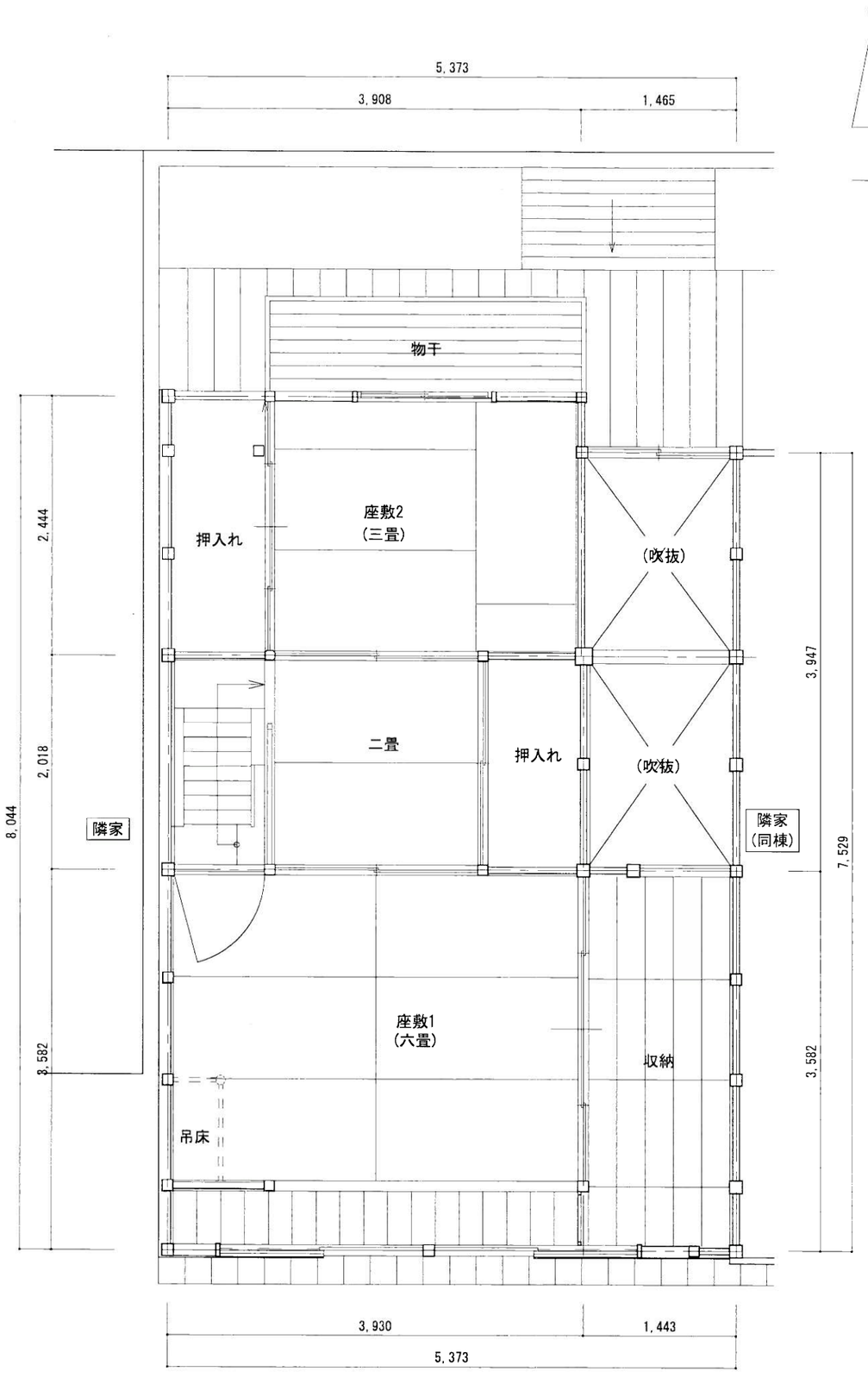

二階平面図 S=1/50

新先斗町の町家

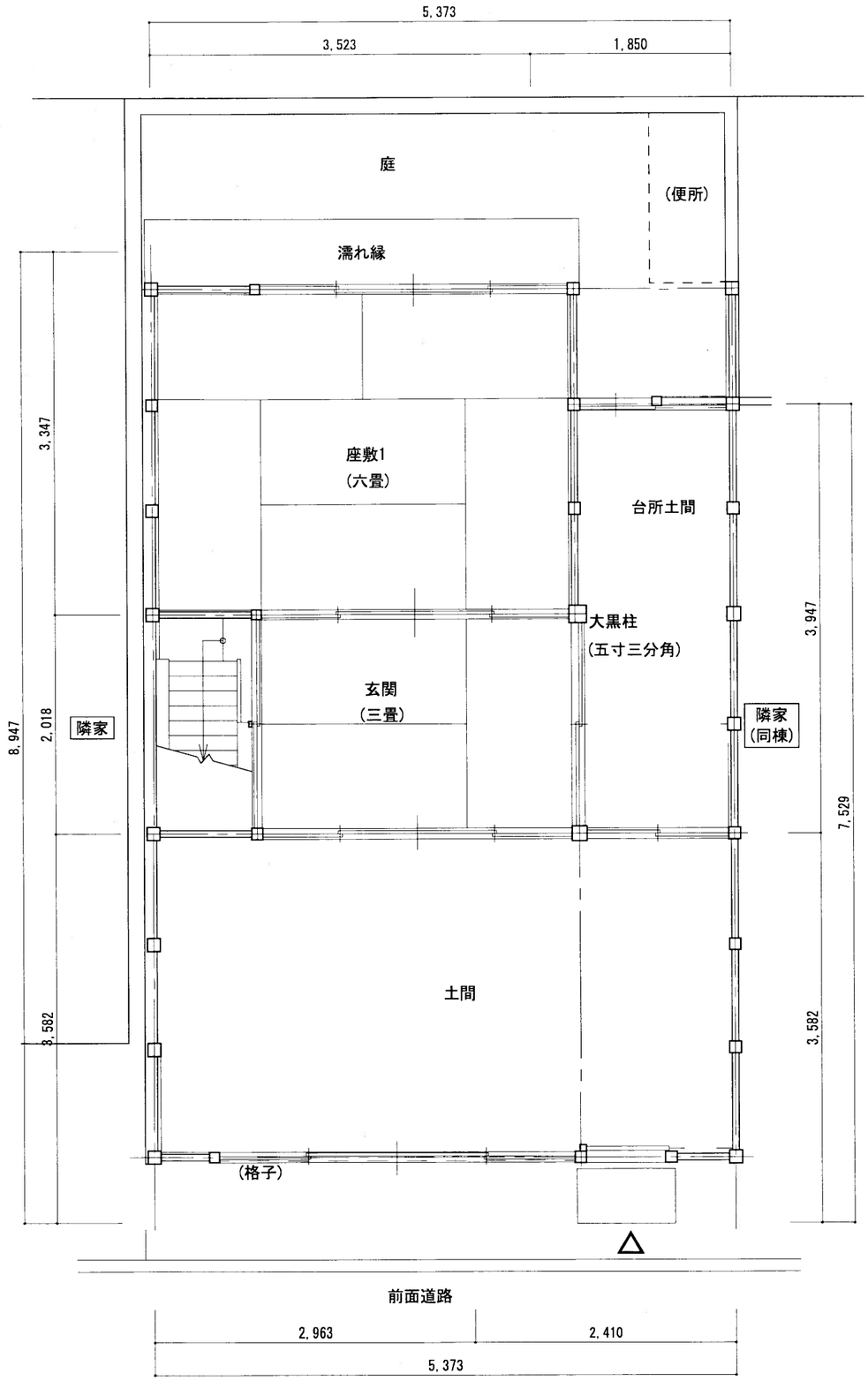

一階平面図 S=1/50

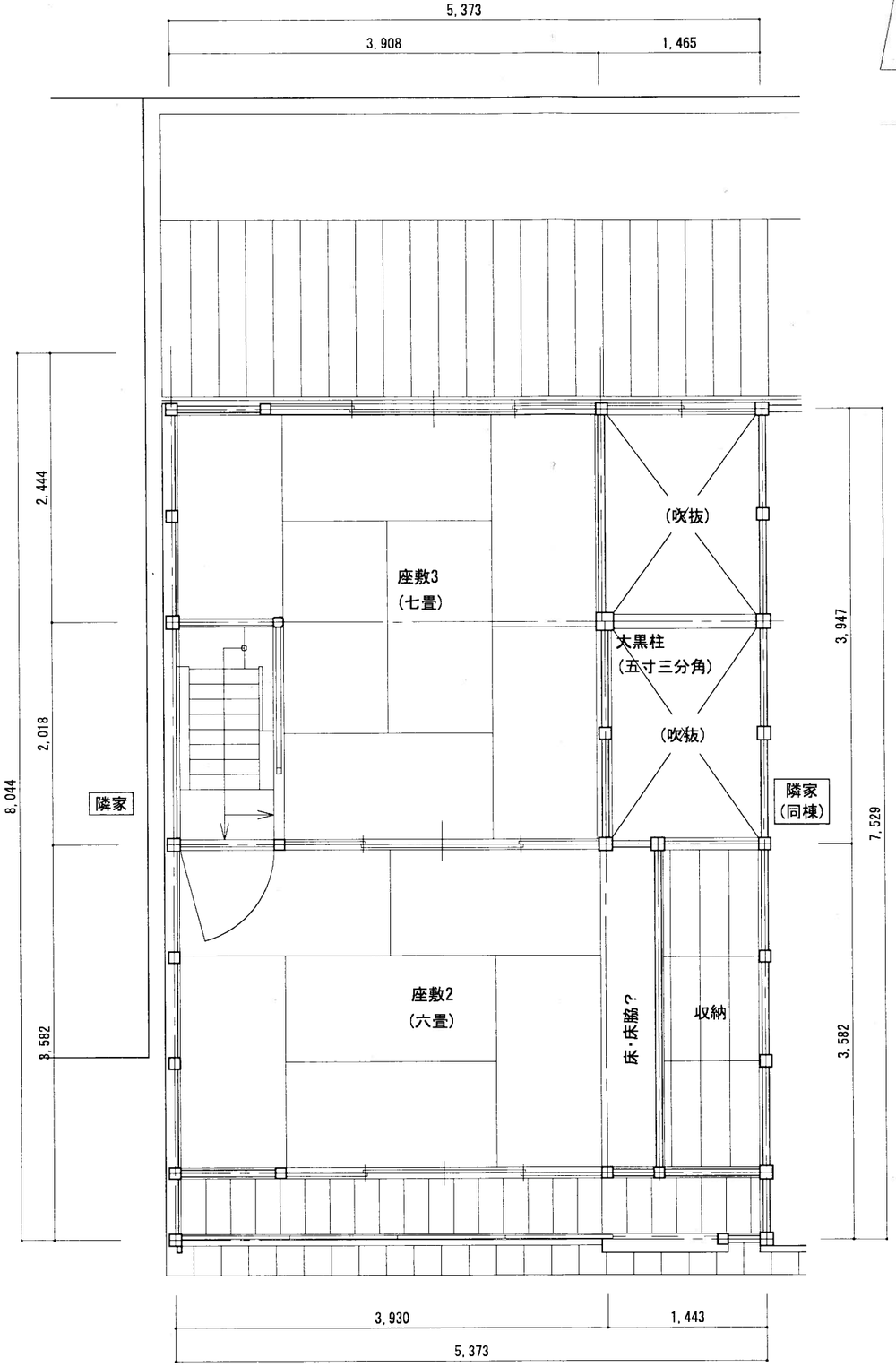

二階平面図 S=1/50

新先斗町の町家(復原図)